

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、公益財団法人相模原市まち・みどり公社並びに総務局総務部総務法制課、市民局市民協働推進課、健康福祉局保険高齢部高齢者支援課、環境経済局経済部商業観光課、同局環境共生部水みどり環境課、公園課、津久井地域環境課及び教育局生涯学習部スポーツ課の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年3月4日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪 井 廣 行

同 米 山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成28年3月3日

2 監査の対象

(1) 公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「まち・みどり公社」という。)が行った相模原市(以下「市」という。)からの出資、財政援助及び指定管理業務に係る出納その他の事務

(2) 総務局総務部総務法制課(以下「総務法制課」という。)、市民局市民協働推進課(以下「市民協働推進課」という。)、健康福祉局保険高齢部高齢者支援課(以下「高齢者支援課」という。)、環境経済局経済部商業観光課(以下「商業観光課」という。)、同局環境共生部水みどり環境課(以下「水みどり環境課」という。)、同部公園課(以下「公園課」という。)、同部津久井地域環境課(以下「津久井地域環境課」という。)及び教育局生涯学習部スポーツ課(以下「スポーツ課」という。)が行ったまち・みどり公社に対する出資に係る指導に関する事務、財政援助に係る財務に関する事務及び指定管理者に対する財務に関する事務

(3) 監査の対象期間

平成27年度(平成27年12月末まで)。ただし、必要に応じて平成26年度以前分についても対象とした。

(4) まち・みどり公社に対する出資、財政援助及び指定管理料の状況

ア 出捐額

202,000,000円

イ 財政援助

(ア) 補助金名称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社補助金

交付決定額 22,600,000円

支出済額 22,600,000円(平成27年12月末日現在)

(イ) 補助金名称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社補助金(緑化推進分)

交付決定額 56,465,000円

支出済額 56,465,000円(平成27年12月末日現在)

ウ 指定管理料 1,452,628,312円(平成27年度)

支出済額 1,300,928,939円(平成27年12月末日現在)

3 監査の方法

監査に当たっては、次のことを主眼として抽出により実施した。

(1) まち・みどり公社

まち・みどり公社が行った市からの出資、財政援助及び指定管理業務に係る出納その他の事務が適正に処理されているか。

(2) 市

ア 総務法制課

出資に係る指導に関する事務が適正に執行されているか。

イ 総務法制課及び水みどり環境課

財政援助に係る財務に関する事務が適正に執行されているか。

ウ 市民協働推進課、高齢者支援課、商業観光課、公園課、津久井地域環境課及びスポーツ課

指定管理者に対する財務に関する事務が適正に執行されているか。

監査の対象としたまち・みどり公社に係る指定管理者制度導入施設の概要

施設名	所在地	平成27年度 指定管理料 (円)	市所管課
相模原市立市民健康文化センター	南区麻溝台 1872番地1	172,471,423	市民協働推進課
相模原市立北市民健康文化センター	緑区下九沢 2071番地1	176,128,710	
相模原市立老人福祉センター 溪松園	緑区大島 3339番地	99,308,400	高齢者支援課
相模原市立老人福祉センター 若竹園	南区若松 2丁目1番38号		
相模原市立東林ふれあいセンター	南区東林間 1丁目22番17号	35,456,400	
相模原市立新磯ふれあいセンター	南区新戸 2268番地1	63,792,360	高齢者支援課 商業観光課
相模原市立相模の大風センター	南区新戸 2268番地1		
横山公園	中央区横山5丁目 地内	127,881,939	公園課 スポーツ課
鹿沼公園	中央区鹿沼台 2丁目地内		

淵野辺公園	中央区弥栄 3丁目地内	288,629,245	公園課 スポーツ課
相模原市立相模原球場	中央区弥栄 3丁目1番6号		
相模台公園	南区桜台 地内		
相模原北公園 (スポーツ広場を除く)	緑区下九沢 地内	189,565,714	公園課
道保川公園	中央区上溝 地内		
相模原麻溝公園 (競技場、動物広場及びスポーツ広場を除く)	南区麻溝台 地内		
相模大野中央公園	南区相模大野 4丁目地内		
相模原市立総合体育館	南区麻溝台 2284番地1	211,051,441	スポーツ課
相模原市立北総合体育館	緑区下九沢 2368番地1		
相模原北公園スポーツ広場	緑区下九沢 地内		
相模原市体育館	中央区富士見 1丁目2番15号		
津久井又野公園	緑区又野 地内	88,342,680	津久井地域環境課 スポーツ課
相模湖林間公園	緑区若柳 地内		
名倉グラウンド	緑区名倉 1000番地		
ふじのマレットゴルフ場	緑区吉野 1010番地1		

4 監査の結果

(1) 指摘事項

ア まち・みどり公社が行った市からの出資に係る出納その他の事務について調査したところ、「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)では、返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金は短期借入金として流動負債に計上することが示されているが、まち・みどり公社の平成27年3月

3 1日付け貸借対照表において、返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金を長期借入金として固定負債に計上していた。

また、平成26年度決算において財務諸表に対する注記では固定資産の減価償却方法として定率法を採用している旨が記載されていたが、減価償却計算書では建物附属設備の一部について定額法により算定していた。

公益財団法人における財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものとされているが、まち・みどり公社の財務諸表が適正に作成されていなかったことは遺憾と言わざるを得ない。

今回、このような不適切な会計処理により財務諸表を作成したことを深く反省し、担当職員及び管理監督者は、まち・みどり公社の財政状態や事業成績を明らかにするために適正に財務諸表を作成することが必要であるということの重要性を再認識し、こうしたことが二度と行われることがないように、「公益法人会計基準」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)及び同基準の運用指針に基づき適正に事務を執行されたい。

イ まち・みどり公社が行った相模原市立総合体育館の指定管理業務に係る出納その他の事務について調査したところ、平成27年6月3日に受け付けた専用利用承認申請のうち2件について、相模原市立総合体育館条例施行規則(昭和56年相模原市教育委員会規則第7号)に定める大体育室の部分利用に係る受付期間の始期である利用日前4月より前に受け付け、承認を行っていた。

また、他の1件については、中体育室の午前の専用利用料金として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた金額より500円多く徴収していた。

これらのことは、施設の受付窓口業務において、利用者に対する利用承認事務等における公平性や信頼性の確保が、施設を管理するに当たっての基本的事項であるという認識が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。

今回このような不適切な利用承認事務等がなされていたことの責任の所在を明らかにするとともに、担当職員及び管理監督者は、利用者に対する公平性や信頼性を確保しなければならないという認識を常に持ち、同様な不適切な事務処理が

二度と行われることがないよう、関連する諸規程の再確認を行い、事務処理方法及び確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

ウ まち・みどり公社が行った指定管理業務に係る出納その他の事務について調査したところ、指定管理者制度導入施設の管理に関する協定書(以下「協定書」という。)では、「指定管理者は、管理業務を第三者へ委託してはならない」とした上で、例外的に専門的知識又は経験を必要とし、かつ、指定管理者が自ら行うことが困難な一部の管理業務に限って、あらかじめ書面により市の承認を得て第三者に委託することができる旨が規定されているにもかかわらず、平成26年度の各施設の管理に関する委託業務において、相模原市立市民健康文化センターでは周辺樹木剪定業務ほか9件、またその他15施設では32件、合わせて16施設の42件について、管理業務の一部を第三者へ委託することに関して事前に市の承認を受けたことが確認できなかった。

指定管理者制度導入施設の管理に当たっては、例外的に管理業務の一部を第三者へ委託することができるかとされているが、その場合でも市は施設の設置者としての管理責任を有しており、指定管理者と十分な連携のもと常に利用者の安全性の確保など適切な管理を行う必要があることから、あらかじめ市の承認を得ることを指定管理者に義務付けている。

協定書で義務付けられた市の事前の承認を得ないまま第三者に一部の管理業務が委託されていたことは、委託業務に起因する事故等が発生した場合の対応等施設管理上の責任の所在が不明確なまま管理業務が行われることとなり、遺憾と言わざるを得ない。

今回このような不適切な管理業務がなされていたことの責任の所在を明らかにするとともに、まち・みどり公社の組織全体としての運営上の問題として認識し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど再発防止に取り組みたい。

また、指定管理業務に係る事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は協定書の内容を十分に確認するとともに、市への適時かつ適切な報告を行うなど適正な管理事務を執行されたい。

エ まち・みどり公社が行った指定管理業務に係る出納その他の事務について調査したところ、相模原市立北市民健康文化センターでは自家用電気工作物保安業務

委託ほか9件、またその他16施設では37件、合わせて17施設の47件の契約において、契約書又は仕様書中、暴力団排除に係る発注者の解除権を規定した条項における引用した条番号の誤り及び条番号の重複が多数見られた。また、他にも契約当事者の呼称などの記載誤りが散見された。

これらのことは、まち・みどり公社において、十分な確認を行わないまま契約事務が執行されており、組織としてのチェック体制が機能していないことを示していると言わざるを得ない。

このような不適切な契約事務が行なわれていた責任の所在を明らかにするとともに、各施設において行われている契約書作成事務について、適正なチェック機能が働くよう、まち・みどり公社全体の組織としての仕組みを構築されたい。

さらに、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を十分に認識し、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容を精査・確認し、適正に事務を執行されたい。

4(1)ウ及びエの事例の該当がある施設

施設名	4(1)ウの事例該当件数	4(1)エの事例該当件数
相模原市立市民健康文化センター	10件	4件
相模原市立北市民健康文化センター	3件	10件
相模原市立老人福祉センター 浜松園	1件	2件
相模原市立老人福祉センター 若竹園	3件	2件
相模原市立東林ふれあいセンター	該当事例なし	1件
相模原市立新磯ふれあいセンター、相模原市立相模の大風センター	該当事例なし	4件
横山公園	1件	該当事例なし
淵野辺公園	2件	該当事例なし
淵野辺公園アイススケート場・水泳プール・トレーニング室	該当事例なし	6件
相模原市立相模原球場	該当事例なし	1件
相模原北公園(スポーツ広場を除く)	1件	1件

道保川公園	4 件	1 件
相模原麻溝公園(競技場、動物広場及びスポーツ広場を除く)	2 件	2 件
相模大野中央公園	3 件	2 件
相模原市立総合体育館	該当事例なし	4 件
相模原市立北総合体育館	2 件	4 件
相模原市体育館	5 件	1 件
津久井又野公園	1 件	1 件
相模湖林間公園	1 件	該当事例なし
名倉グラウンド	1 件	1 件
ふじのマレットゴルフ場	2 件	該当事例なし
計	1 6 施設 4 2 件	1 7 施設 4 7 件

オ 市民協働推進課が行った相模原市立市民健康文化センター及び相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者に対する財務に関する事務について調査したところ、次のような不適正な事例が見られた。

- (ア) 相模原市立市民健康文化センター管理業務に係る指定管理料(修繕費を除く)の平成 2 6 年度第 3 回分及び第 4 回分並びに相模原市立北市民健康文化センター管理業務に係る指定管理料(修繕費を除く)の平成 2 6 年度第 3 回分及び平成 2 7 年度第 1 回分に係る支出命令について、相模原市事務専決規程(平成 1 9 年相模原市訓令第 8 号。以下「事務専決規程」という。)では、その支出命令額が部長の専決事項に該当する金額とされているにもかかわらず、総括副主幹が決裁し支出していた。
- (イ) 相模原市立北市民健康文化センター管理業務に係る指定管理料(修繕費を除く)の平成 2 6 年度第 4 回分に係る支出命令について、事務専決規程では、その支出命令額が課長等の専決事項に該当する金額とされているにもかかわらず、総括副主幹が決裁し支出していた。

事務専決規程は、決裁責任の所在を明確にし行政の能率的な運営を図ることを目的に、市長の権限の属する事務について、決裁責任者があらかじめ認められた

範囲内で常時市長に代わって最終的に意思決定を行うこと、その意思決定は市長の決裁と同一の効力を有する旨を明文化したものである。事務の種類、専決事項については、その範囲が明確に規定されているにもかかわらず、公金を支出する際の意思決定において、事務専決規程に基づかない決裁処理が行われていたことは、根拠のないまま公金が支出されていたこととなり大変遺憾である。

こうしたことは、公金の支出事務において十分な確認を行わないまま執行されていることが根本的な原因であり、市民協働推進課において適切に事務を処理するという意識や、職責に対する認識が欠如していると言わざるを得ないものである。

財務会計システムは、支出する金額について事務専決規程で定められた決裁責任者が決裁区分欄に自動的に表示されるシステムとなっているにもかかわらず、表示された決裁責任者を恣意的に変更し支出したことは、あってはならない問題となる行為であり、特にこのことは財務会計システムの信頼性を著しく損ないかねないものである。

今回このような事態に至った責任の所在を明らかにするとともに、適正性を欠いた公金の支出を行ったことを深く反省し、財務事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、不適正な財務事務が二度と行われることがないよう、早急に事務処理方法及び確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、財務事務の執行に係る諸規程を遵守し適正に事務を執行されたい。

カ 市民協働推進課所管の指定管理者制度導入施設である相模原市立市民健康文化センターにおける備品の管理状況について調査したところ、相模原市立市民健康文化センター管理業務仕様書に添付されている「施設、附属備品等一覧」に記載があるものの、その所在が確認できないものが見られた。また、備品整理票の貼付等が確認できないものが散見された。

さらに、市民協働推進課において、本来整備しておかなければならない備品管理カードが整備されていないため、備品との照合ができなかった。

備品の管理に当たっては、常に良好な状態で使用できるよう適正な管理が求められており、相模原市物品規則(平成4年相模原市規則第11号)では、備品管理カード、備品整理票等により管理することが規定されているが、これに基づかな

い不適切な管理がなされていたことは大変遺憾である。

こうしたことは、市民協働推進課において、市有財産である備品を適正に管理するという意識が欠如しているとともに、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。

市民協働推進課においては、今回このような不適切な事務処理に至った責任の所在を明らかにするとともに、早急に備品管理カードを整備し備品と照合されたい。また、備品の管理において、二度と同様な不適切な事務処理が行われることがないように事務処理体制を見直し、適正に事務を執行されたい。

- (2) まち・みどり公社が行った市からの財政援助に係る出納その他の事務、総務法制課が行ったまち・みどり公社に対する出資に係る指導に関する事務、総務法制課及び水みどり環境課が行ったまち・みどり公社に対する財政援助に係る財務に関する事務並びに高齢者支援課、商業観光課、公園課、津久井地域環境課及びスポーツ課が行った指定管理者に対する財務に関する事務については、おおむね良好と認められた。

5 意見

- (1) 水みどり環境課が行ったまち・みどり公社に対する市からの財政援助に係る財務に関する事務について調査したところ、平成26年度公益財団法人相模原市まち・みどり公社補助金(緑化推進分)の精算報告書に添付されているみどり豊かなまちづくりの推進に関する公益目的事業(以下「補助事業」という。)の収支決算書では、補助事業に係る収入が補助事業の実施に要した経費を上回っていた。

公益財団法人相模原市まち・みどり公社補助金(緑化推進分)交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)では、補助事業に係る収入が補助事業の実施に要した経費を上回っていた場合の精算方法についての規定はなく、補助事業の実施に要した経費が補助金額を上回っていたことをもって、精算額を0円としていた。

また、補助金交付要綱には、具体的な補助対象となる経費の範囲及び補助金額の算定方法についても規定されていなかった。

補助金の見直し指針(平成23年11月30日策定)では、補助金の公益性、公平性及び透明性の一層の確保を図るため、市が自ら第三者的な視点で補助金の評価・見直しを継続的に行うとともに、補助対象経費を明確にし、要綱に明記することが

示されている。

水みどり環境課においては、市民への説明責任を果たす観点からも、補助金の見直し指針に基づき、補助対象となる経費の範囲の明確化を図るとともに、継続的な補助金の評価・見直しを行い、適正な補助金交付事務及び精算事務を執行されたい。

また、市として補助対象事業に係る収入が補助事業の実施に要した経費を上回った場合の取扱いについて、統一的な考え方を整理されたい。

- (2) 市民協働推進課、高齢者支援課、公園課、津久井地域環境課及びスポーツ課が行った指定管理者に対する財務に関する事務について調査したところ、指定管理者制度導入施設の管理に関する協定書では、「指定管理者は、管理業務を第三者へ委託してはならない」とした上で、例外的に専門的知識又は経験を必要とし、かつ、指定管理者が自ら行うことが困難な一部の管理業務に限って、あらかじめ書面により市の承認を得て第三者に委託することができる旨が規定されているにもかかわらず、指定管理者から提出された平成26年度の事業報告書に記載されている第三者への業務委託のうち、相模原市立市民健康文化センターでは周辺樹木剪定業務ほか9件、またその他15施設では32件、合わせて16施設の42件について、あらかじめ承認したことが確認できなかった。

市所管課は指定管理者制度導入施設の管理業務に当たっては、指定管理者に対して、協定書の規定を遵守し管理業務の一部を第三者へ委託する場合には業務の実施前に書面により市の承認を得るよう指導するとともに、事前承認の徹底に向けて、指定管理者とのより緊密な連絡調整や自らの事務処理手順の見直しを図られたい。

公の施設を指定管理者制度を導入して管理するに当たっては、市は事故等が発生した場合に設置者としての管理責任を負う立場になるということの重大性を常に意識するとともに、指定管理者との十分な連携のもと施設の管理状況を適時かつ適切に把握することが大変重要である。

今回監査対象となったまち・みどり公社から年度終了後に市へ提出された事業報告書には、第三者に委託して実施した業務及び委託業者が記載されていたため、業務の状況を把握することが可能であったが、協定書には第三者に委託して実施した業務について報告することは規定されていない。

公の施設を管理する市所管課においては、協定書に基づいた適切な管理が行われ

ているか指定管理者から毎月提出される事業報告書等で随時確認するとともに、適時かつ適切に施設の管理状況を把握するため、指定管理者が一部の業務を第三者に委託する場合にあらかじめ書面により確認すべき内容、業務委託が複数年度にわたる場合の事前承認時期、承認した後の事業の実施状況の把握方法等について検討されたい。

今後とも、指定管理者との十分な連携を図るとともに、協定書に基づき適正な管理がなされるよう常に適切な指導監督を行われたい。

(参考) 監査対象となった団体の概要

(1) 名称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社

(2) 所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号

(3) 設立日等

昭和37年6月14日(財団法人相模原市開発公社)

昭和49年4月1日(財団法人相模原市都市整備公社に改称)

平成23年4月1日(公益財団法人へ移行)

平成26年4月1日(公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市まち・みどり公社へ改称)

(4) 設立目的

誰もが安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市環境の形成に必要な都市施設やみどりに関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の向上に寄与すること。

(5) 基本財産 206,578,471円

(うち相模原市出捐金202,000,000円)

(6) 定款に定める事業

ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業

イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業

ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業

エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業

オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 平成 2 6 年度事業成績及び財政状態

区 分	項 目	金 額 (円)
事 業 成 績	經常収益 A	2,981,495,558
	經常費用 B	2,665,860,307
	当期經常増減額 C=A-B	315,635,251
	当期經常外増減額 D	127,400
	法人税等 E	15,199,300
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	300,308,551
	一般正味財産期首残高 G	8,688,301,868
	一般正味財産期末残高 H=F+G	8,988,610,419
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	206,578,471
	指定正味財産期末残高 K=I+J	206,578,471
	正味財産期末残高 L=H+K	9,195,188,890
財 政 状 態 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	流動資産 M	1,141,644,437
	固定資産 N	9,296,069,996
	資産合計 O=M+N	10,437,714,433
	流動負債 P	432,449,158
	固定負債 Q	810,076,385
	負債合計 R=P+Q	1,242,525,543
	指定正味財産 S	206,578,471
	一般正味財産 T	8,988,610,419
	正味財産合計 U=S+T	9,195,188,890
	負債及び正味財産合計 V=R+U	10,437,714,433